

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 2 日

別紙の 6 5 港湾の港湾管理者（港湾担当部長） 殿
（上記以外の港湾管理者は参考送付）

国土交通省港湾局 総 務 課 長

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

平成 2 9 年 6 月に特定外来生物である「ヒアリ」が国内で初確認されて以降、これまでに 1 2 港のヒアリが確認されているところです。

国土交通省は、調査や防除などのヒアリ対策について、環境省に協力することとしております。

これまでのところ、国内におけるヒアリの定着は確認されておりませんが、今後春先からヒアリの活動も活発化すると考えられるため、環境省より、別添のとおりヒアリ生息地からの輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対する協力依頼がありました。

つきましては、本内容を了知いただくとともに、関係団体等あて周知いただきますよう、お願い申し上げます。

また、引き続きヒアリに十分注意を払うとともに、ヒアリと思われる個体が発見された場合には、当該港湾の所在する地域を管轄する地方環境事務所及び地方整備局等に直ちに連絡するなど、適切な対応をお願いいたします。

別紙

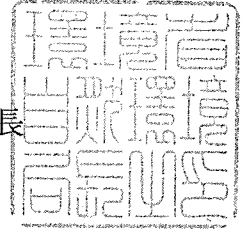
(計65港)

室蘭（室蘭市）	和歌山下津（和歌山県）	石垣（石垣市）
苫小牧（苫小牧港管理組合）	境（境港管理組合）	
石狩湾新（石狩湾新港管理組合）	浜田（島根県）	
函館（函館市）	水島（岡山県）	
小樽（小樽市）	広島（広島県）	
釧路（釧路市）	福山（広島県）	
八戸（青森県）	大竹（広島県）	
釜石（岩手県）	下関（下関市）	
仙台塩釜（宮城県）	徳山下松（山口県）	
秋田（秋田県）	岩国（山口県）	
酒田（山形県）	三田尻中関（山口県）	
小名浜（福島県）	宇部（山口県）	
茨城（茨城県）	徳島小松島（徳島県）	
鹿島（茨城県）	高松（香川県）	
千葉（千葉県）	松山（愛媛県）	
東京（東京都）	三島川之江（愛媛県）	
横浜（横浜市）	今治（今治市）	
川崎（川崎市）	高知（高知県）	
新潟（新潟県）	北九州（北九州市）	
直江津（新潟県）	博多（福岡市）	
伏木富山（富山県）	三池（福岡県）	
金沢（石川県）	伊万里（佐賀県）	
敦賀（福井県）	長崎（長崎県）	
清水（静岡県）	八代（熊本県）	
御前崎（静岡県）	熊本（熊本県）	
名古屋（名古屋港管理組合）	大分（大分県）	
三河（愛知県）	細島（宮崎県）	
四日市（四日市港管理組合）	油津（宮崎県）	
舞鶴（京都府）	鹿児島（鹿児島県）	
大阪（大阪市）	志布志（鹿児島県）	
堺泉北（大阪府）	川内（鹿児島県）	
神戸（神戸市）	那覇（那覇港管理組合）	

環自野発第2004203号
令和2年4月20日

国土交通省 総合政策局長 殿

環境省自然環境局長



コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、現在までに15都道府県で48事例が確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念されています。上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くが、中国を出港し、又は経由したコンテナに由来するものでした。

ヒアリは攻撃性が強く、刺されるとアナフィラキシー症状を引き起こした場合には死亡する可能性もあり、日本に定着すれば、人の健康や農業等へ甚大な影響が及ぶこと、また、在来生物を集団で攻撃し捕食すること等により生態系への影響を及ぼす可能性があることから、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。

コンテナが輸入された港湾や配送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、外来生物法によりコンテナや荷物の移動は認められないことや、上述のとおり、人の健康へ影響がありうることから、事業リスクにもなります。

昨年10月には東京港で多数の女王アリが確認されたことを受けて同月開催の関係閣僚会議においても、改めてヒアリの国内定着防止のために政府一丸となって対策を徹底することが確認されたところです。

今後、気温の上昇とともにヒアリの活動も活発化すると考えられるため、貴省庁が監督する輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性の低減等のため、別添の内容について協力依頼を発出いただけますようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発出された現下の状況においては、関係機関及び関係事業者においても様々な制約が生じているところと推察します。感染症対策にも配慮しつつヒアリ対策を進めることは困難な場面も生じてくると思えます。しかしながら、ヒアリ対策に関しても国民生活を守る上で弛まぬ努力が不可欠でありますので、皆様と協力しながら対応して参りたく、御理解・御対応のほどよろしく申し上げます。

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様への 御協力をお願い

ヒアリは、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、現在までに15都道府県で48事例が確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念されています。48事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くは、中国を出港、又は経由したコンテナに由来するものでした。

また、令和元年10月には、東京港で多数の女王アリを含むコロニーが発見されるなど、コンテナ由来でのヒアリの侵入リスクとともに、侵入を見逃すことによる定着リスクが改めて認識されたところです。(環境省令和元年10月21日付報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/107355.html>)

我が国へのヒアリの侵入・定着を防ぐため、ヒアリ生息地(中国、台湾等)を出港、又は経由するコンテナについて、安全面を考慮の上、可能な範囲で下記の対策に御協力をお願いします。

1. 荷物積み込み時、出荷時

● 空コンテナ受取時の確認

空コンテナ受取時に内部の確認をしてください。

ヒアリは、コンテナが野外の土の地面に置かれている間に侵入するものと推察されます。また、腐食した床材内で営巣することが可能なことが確認されています(注1)。このため、空コンテナ受取時に床板の腐食の有無や、清掃状態、メンテナンス状態等、コンテナ内部の確認をしてください。

(注1) 環境省平成29年7月13日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104340.html>

● コンテナの積み込み前の確認

積荷を積み込む前に、ヒアリと疑われるアリ類が侵入していないことを確認してください。

まずは目視で、空のコンテナの外部及び内部(それぞれの上表面、側面、床面)を確認してください。

内部は、特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的に確認してください。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合には、木槌で四隅を軽く叩く、床板を踏み鳴らす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合

ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合は、そのコンテナは使用しないでください。使用する場合は、事前に十分な駆除が必要です。

● 積荷の確認

コンテナへの搬入の際は、搬入前に、積荷にヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

ヒアリ生息地周辺で、積荷が野外に留置されていた場合は、表面だけでなく積荷の隙間に潜り込んでいないか等、十分に確認してください。

梱包材にヒアリが付着していた事例が発生していますので、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても同様に注意が必要です（注2）。

（注2）環境省平成29年11月9日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104794.html>

2. コンテナヤード等における確認

● 荷揚げされたコンテナの確認

コンテナヤードに荷揚げされたコンテナにヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

目視により、コンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか、安全に点検できる範囲で確認してください。

3. コンテナ開封時等における確認

● 開封・積荷搬出時のコンテナの確認

コンテナ開封時及び積荷搬出時に、ヒアリと疑われるアリ類がないことを確認してください。

コンテナ開封の際には、改めてコンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか確認してください。その後、コンテナを開封し、目視にて観察できる範囲にアリ類がないか内部を確認します。

積荷を搬出する際には、アリ類が積荷やコンテナ内部（上面・側面・床面）に付着していないことを確認しながら行います。

● 積荷搬出後の確認

搬出した積荷（梱包材も含む）と、空になったコンテナを確認してください。

コンテナから搬出した積荷や、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても、

目視によりアリ類の付着がないか確認します。

空になったコンテナも確認します。

まずは目視で、内部（上面、側面、床面）を確認します。特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的に確認します。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合、木槌で四隅を軽く叩く、床板を踏み鳴らす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合

ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合は、コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置してください。その上で、関係機関（環境省地方環境事務所、地方公共団体、港湾管理者等）に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないよう対応してください。

アリ類が少数しかおらず、逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.0」の P.17～21 を参照して下さい。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/03_public/index.html

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

ヒアリの同定は専門家でないと難しく、疑わしいアリがヒアリであると同定されるまでには一定の時間（数日程度）がかかります。このため、業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ、ゴキブリ、ダニ等）と同様に考え、可能であれば見つけた人がスプレー式殺虫剤で駆除します。駆除する際には、周囲にほかに疑わしいアリがないかを十分確認した上で、そのアリに刺されないよう注意し、またその殺虫剤の定められた使用方法に従って、対応します。

ただし、疑わしいアリが多数いる場合や、少数でも、駆除することにより、人体への危険が生じたり、アリが逃げ出してしたりしまいそうな時は、環境省や地方公共団体、事業者、施設管理者等が連携して対応に当たるので、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されています。このため、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。

外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

特定外来生物一覧：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

6. その他参考情報

○ 環境省

特定外来生物ヒアリに関する情報

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

※英文・中文の協力依頼も掲載しています

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/04_business/index.html

○ 神戸市

荷物積出し時等における留意事項

http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/environment/alien_species/manual.html

○ 連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

環境省ヒアリ相談ダイヤル

0570-046-110／IP 電話からは 06-7634-7300)

土日祝日を含む毎日（12/29～1/3 を除く） 9：00～17：00 開設

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html